第1回 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会 会議録			
開催日時	平成25年 5月10日(金)午前9時~11時		
開催場所	奈良市役所 北棟 5 階 第 2 1 会議室		
議題	 1 開会 ・市長挨拶 ・委員の委嘱 ・委員と事務局の紹介 ・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の会長及び副会長の選出について 2 案件 ①奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例制定の経緯について ②地域での取り組みについて ・地域で決める学校予算事業 ・放課後子ども教室推進事業 ③奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて 3 その他 4 閉会 		
出席者	委 員 事務局	伊藤 俊子 委員、梅林 聡介 委員、澤井 勝 委員、 辻中 佳奈子 委員、中川 幾郎 委員、中川 直子 委員、 福尾 和子 委員、室 雅博 委員、渡邊 新一 委員 【計9人出席】 (欠席委員:川村 創 委員) 今西市民活動部長、萩原市民活動部次長、 堀内協働推進課長、澤野井地域活動推進課長、 松田地域教育課長	
		中西協働推進課長補佐、上羅地域教育課長補佐 事務局(協働推進課)	
開催形態	公開(傍聴人〇人、報道関係者〇人)		
決定事項	奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の会長及び副会長 の選出について ・会長を澤井委員に、副会長を中川幾郎委員に決定した。		
担当課	市民活動部 協働推進課		
議事の内容			
1 開会			
・市長	・市長挨拶		

[質疑・意見の要旨]

仲川市長

皆様おはようございます。本日はお忙しいところをお集まりい ただき、ありがとうございます。奈良市においては、平成16 年に「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する 検討委員会」を設置し、様々なご議論をいただいて平成21年、 今から4年前に条例ができたということであります。その条例 の中にも、その後、条例を作った後もそのまま条例だけが一人 歩きすることなく、実際にどのような取り組みが行われている かということを追いかけ、しっかりと成果効果を評価するとい うことも書かれています。そういう意味で、毎年進捗状況等に ついてはご意見をいただいてきていますが、今回新たに審議を いただく方々にもお入りいただき、特にこの条例施行から5年 近くが経とうとする中で、新たに見直しが必要な部分等があれ ば、来年度からの改正に向け、今年一年間をかけ、様々な議論 を進めて頂きたいと思っています。この平成16年の議論から すれば、協働という言葉自体は、市の職員にも、市民の皆様に も、一定の浸透が図れたところではないかと思います。ただ、 日常の取組や、また色々な政策課題に対するアプローチに関し て、協働という単語が一人歩きすることもありますが、実際に 実感を伴って協働が進んでいくというところにつなげていく必 要があると思っています。奈良市でも、全職員を対象とした職 員研修を毎年行っており、皆、単語や概念は理解していますが、 実際に協働することによってどのような価値が生まれるかとい うことについての実感については、やはり一つずつ積み重ねて いかなくては、言われたので協働するというようになってしま いかねないと思っています。そういう意味では、本当に、どう いった状況を以て協働というのかということを、一つでも多く 事例を積み重ねて、行政と市民の皆様、また各種関係団体の皆 様も、経験値を蓄積していくということが必要だと思っていま す。そういう意味で様々な経験をお持ちの皆様に今回お集まり いただきましたので、様々な角度からご議論いただき、条例に 盛り込めなかった点や、もしくは条例作成時には想定されてい なかった色々な社会情勢の変化等も踏まえ、また活発なご議論 をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

1 開会

・委員の委嘱委員の委嘱を行った。

- ・委員と事務局の紹介各委員及び事務局の紹介を行った。
- ・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の会長及び 副会長の選出について

会長を澤井勝委員に、副会長を中川幾郎委員に決定した。

2 案件

①奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例制定の経緯について

[質疑・意見の要旨]

澤井会長

先に市長の話にもあった、条例施行は平成21年だが、参画と協働については平成16年から議論を行っている。その間、様々な議論があり、組織を組み立てるところまで来てはいるのだが、まだ浸透しきってはいないと思う。その点で、参画と協働について改めて議論しながら、期間でいうと一年だが、一年間の議論でどこまで行くか調整しながら進めていこうと思うので、よろしくお願いしたい。

堀内課長

案件①「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例制定の経緯について」については、本日の資料の参考1「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例のパンフレット」を開いた左下の「条例制定の経緯」をご覧おきいただきたい。平成16年から平成21年7月までの条例制定の経緯について網羅している。

2 案件

- ②地域での取り組みについて
 - ・地域で決める学校予算事業
 - 放課後子ども教室推進事業

〔質疑・意見の要旨〕

上羅補佐 一地域での取り組みについて説明-

澤井会長 今のご説明について、ご意見、ご質問などあるか。

中川副会長地域で決める学校予算事業経費は、放課後子ども教室推進事業

の経費も含んでいるか。

上羅補佐 含まれていない。放課後子ども教室は別途国の予算を取ってい

るため、ここには挙げていないが、去年度から学校数を増やし

たため、今は約2千万円の予算を使っている。

中川副会長 地域教育協議会と、放課後子ども教室の関係はどういうものか。

上羅補佐 地域教育協議会の下の運営委員会の方が放課後子ども教室の事

業を企画しており、各小学校の運営委員会がこの事業を展開し

ていただいているという形になっている。

中川副会長 了解した。

梅林委員 これは予算も含めて、今後も続くものなのか。特に文部科学省 等は3年で事業が終了することもある。地域では一生懸命実施

するのだが、予算が終了したり、変わることがある。

上羅補佐 国は、地域が連携する協働の推進事業という形で一体的に予算 を計上している。次年度以降もこの事業は大事だという方向で、

国からはこのまま継続すると聞いている。

梅林委員 皆地域で一生懸命になっているため、途中で継続中止ということになると大変困るので、出来ることなら継続の方向でお願い

したい。

室委員 子どもも孫もいない人は、地域教育や、学校などに全く関わり

ようがない。そういった人たちをどうしていくか。通常はPTAなどで関わっておられると思うが、子どももない人たちが、地域の学校教育にどのように関わっていくかというところも頭

に置いて、今後考えていってもらいたい。

また、確かに今、中学校単位で実施されているのだが、地域コミュニティの重要性が何度も指摘されており、いずれ小学校区

単位でも、こういったことを考えていっていただけたらと思う。

伊藤委員 私は地域で学校週五日制になった時から子どもと関わっている

が、放課後子ども教室になった途端、週五日制の時に参加していた子どもと、人数が大きく違ってきた。週五日制で土曜教室

を行っていた時の方が、もっと自由に子どもたちが参加していた。現在の子ども教室は、親が了解して参加するという形で、

それが学期ごとの登録となっている。土曜日の子どもたちの放 課後に、どの地域も入り込んでいるのかどうか、個人的には疑

問に感じている。そのため、言葉は悪いが、国がこういうこと でやると決めたことに、その都度地域は振り回されている部分

が多少あると思う。

梅林委員 そのことについて、予算も含めて、毎年方向性が変わっている。

地域の者が振り回されるのはその関係である。実際にこの予算も含めて、続くのか、私も確認したい。地域の者は何とかしないといけないと必死になるが、予算も含めて変わるため非常に困る。国で方針が変わるのだろうが、できるだけ続けられる方

向でやっていただけたらと思う。

上羅補佐 平成23年度に新たに地域教育推進事業を整理統合した。伊藤

委員からご意見いただいたように、これまで、子ども居場所づくり事業、放課後子ども教室、夢教育プラン等、様々な事業が 乱立している中で、協議会も多くあった。その整理を地域の方々 からも要求があり、最終的にはこの2つに大きく整備統合できた。

放課後子ども教室について、名称は放課後になっているが、これまでの居場所づくり事業を行っていただいた取り組みも、土日に関わらず、平日も含めて放課後の一つの事業の中で展開していただくというところを、もう少し説明をしっかりしていく必要があると思う。そうしながら、一体的に取り組みを進めていく一つの小学校の事業と、そして今ご意見いただいた中学校を中心とする事業というように、二つに整理をして展開していっている。

これは非常に重要だと感じており、また財政にも予算要求しながら、継続していく取り組みができるようにしていきたいと考えている。

室委員 地域コミュニティと小学校区の関係で、中川副会長から少しコメントをいただきたい。

中川副会長

参画協働の指針は、最初にNPO等の市民公益活動をベースとしてスタートした経過がある。その影響もあり、地域コミュニティを当初は視野に入れていなかった。それは良くないということで、この条例は地域コミュニティ型の自治会、町内会、婦人会、老人会、子ども会等の地縁型の市民集団も対象にすべきではないか、と途中で確認され直している。双方とも協働のパートナーであるという理解であり、個人市民結集型のNPO団体だけを対象としている条例ではない。

もう一つの課題は、室委員もご指摘された、奈良市の政策ベースが常に中学校区単位になっていることである。奈良市が中核市であり、人口規模も40万に近い大きな都市なので、小学校区単位で政策を展開することは困難であるという政策判断が昔からあったからだと思う。その点は否定しないが、地域コミュニティは地縁型社会のベースで言うと中学校区は形式的に流れやすい。実際に顔も名前もわかっていて、お互いに日常的に挨拶も交し合い、心もわかり合える世界は、小学校区単位以下である。小学校区より大きくなってはいけないのではないか、というところに、早期にブレイクダウンすることを、室委員は期待しているということで、ご発言されたと思い、私も同感である。そういう方向性を見据えた上で、本条例が上手く活用できるかという点も加味して考えるべきではないだろうかと考えている。

辻中委員 子ども教室も地域協議会の事業も、認知度はどのくらいあるの

か疑問である。ボランティアの方が多く集まれば様々なことができるし、内容も充実し、予算も配分できる。室委員がおっしゃったように、子どもも孫もいないが何かしたいという方もいらっしゃる。また、NPOにも参加していないが、地域のことであれば参加したいという方もいらっしゃると思う。そういった方を集める方法が、どの程度あるか。今私が住んでいる中でも、こういうことに参加しないかという案内文は見たことがないので、高齢者の中で回覧されているのか、どこに行けば分かるのか。ボランティアをやりたいけどできないという方もいるのか。ボランティアをやりたいけどできないという方もいると思うので、自分から行かないとボランティアできないという状況ではなく、そういった方を動員する手段というのも、もう少し工夫されればどうか、ということも少し感じた。

上羅補佐

放課後子ども教室については、各小学校の運営委員会を中心に、コーディネーターの方々を配置させていただいている。それは全て地域の方々になっていただいており、その方々を中心に事業の企画立案をしていただき、それに伴って、例えば自然観察をしようというときには自然観察の会の方等、色々な方に声をかけていただいて、そこから来ていただいている。または大学生のスポーツを教えたいという方は、大学の方に声をかけていただくということで、窓口は全て地域の方にお願いしているという形になる。ただ、今言っていただいたように、様々な活動をされているNPO等にどう繋ぐかということが非常に大きな課題になっている。昨年度は交流の集いで、ボランティアセンターやボランティアインフォメーションセンターの方々から様々な提供をいただいた。冊子や、色々な活動をされている方の名簿等も、全て各協議会、運営委員会の方々にお配りしながら、窓口を繋ぐような活動を進めている。

梅林委員

具体的にその辺りは、私よりも行政の方がよくご存知かと思うが、例えば、放課後子ども教室などを行うときは、私の地域は、必ず委員会からサポーター募集や、川辺のまちづくりの一つとしての植物観察会等の回覧がまわってくる。地域の方全員に知っていただこうということで、そういうことがある時は必ず回覧してくださいと言っている。そのため、サポーターも必ず回覧で募集しようという形で行っている。

第一線を終られた方がたくさんいらっしゃる中、私も連合会長をしていることもあり、私の住んでいる一つの通りだけでも、 2~3年の間に7人くらいの方が、リタイアして何かすることはないか、とよく声がかかる。それであれば、これから掃除や 夏祭り等色々とあるので協力してくださいと、声をかけさせてもらう。しかし、女性の方は別として、特にリタイアされた男性の方は、今まで地域や隣近所と繋がりがなかったため、参加はしたいがなかなか声がかけられないことが多い。そういう意味では、参画していただくには、そういった話をどう掘り起こしていくかである。そのため、知っている人がいるから参加しよう、声がかかったから参加しよう等の方法が良い。実際には時間を持て余して困っており、自分たちも参加したい気持ちがある。そして家の奥さんも、お父さんにどこかに出て、元気にそういった地域の活動をしてほしくて、奥さんからも、うちの主人に何か公民館の掃除等することはないかと声がかかる。それが今の地域の現状である。そのため、サポーター募集等の回覧はするが、なかなか自分から手を挙げて参加する勇気がないというのが本音で、実際に細かく声をかけていくことができれば、かなりの方に協力していただけるというのが実情である。

澤井会長

今の議論で一番大きなポイントは、国の予算の都合や方針がなかなか定着しにくいというところだと思う。この地域教育協議会や運営委員会のシステム自身が文科省の方針なのか。こういったモデルや組織の形が示されているのか。

上羅補佐

特に国からの指示ではなく、奈良市として、運営委員会を新たに設置した。

澤井会長

そこをどのように定着させるかというのは課題だと思う。私は 具体的に内容を知らないので何とも言い難いが、せっかく皆さ んが意欲を持ってやっているのに、国の都合で、あるいは市の 都合で、地域が振り回されるということを、どのようにしてい くのかというのは課題である。コミュニティを再構成していく という場合でも、そこは一つのポイントかと思う。

伊藤委員

土曜日、または土曜日に限らず、子どもたちを集めて事業を行うときには、こちら側から全て提供し、七夕祭りをしたり、昔遊びをしたり、町内の探訪をしたり、大人たちが企画をして子どもたちが乗ってきていた。放課後子ども教室になった時、自分の中で切り替えができなかったので、学校の校長先生にどう関わっていけばいいのか聞いたのだが、ただ見守っていただければいいとの話であった。そうなのかと思い、今私はゲームの担当なので、私も孫に一生懸命、トランプの七並べやババ抜き、神経衰弱、ウノ等を教わり、ゲームをしている子どもを見守り、中に入れない子どもの相手をしている。はっきりと、方向が変わってしまった。七夕祭りなどは家でするところがないので、

季節的なことをやりたいということで、今、私たちの地域は放 課後の中に土曜日を組み入れた形でやっているのだが、変わる 度に趣旨も変わってくるので、関わっている人間としては、どうやればいいのかわからない。子どもにはもっと地域のことに参加してほしいのだが。私は放課後事業には納得がいっていない。運営のくくりがきつすぎる。だから、何も平等ではない。 せっかく予算があるのに、税金なのだから特定の子どもだけに 使うのではないだろう、と私が母親なら文句を言いにいくだろうなと思いながらやっている。

梅林委員 私もつくづく身に染みて感じたのは、校長によって姿勢が違う。 一生懸命になる校長もいて、その人が言うからということで地域が動く。ところが、次に来た校長は、何かもう一つ取り組みも何も言わない。そうするとバラバラと崩れてしまう。そしてその次の校長は、今度はコミュニティスクールでどうのこうのと、今度の校長は一生懸命やる気になっているなと、こういうのは困る。教育委員会をはじめ、行政の姿勢そのものにも何か揺らぎがあるのではないかと思う。

澤井会長 そういった意味では、先ほど小学校区の話があったが、学校を中心にできた校区のまとまりというのが、学校から自立していないとできない。どのようにすれば自立が出来るかという議論でもあると思う。

梅林委員 地域としては、基本的には学校に対して協力していくという姿 勢である。それを受け入れていただく学校の方の姿勢が揺らぐ と、こちらも困る。

辻中委員 この開催日時に結構ばらつきがあるのが気になる。同じ補助を受けるのに、年に何回かしかないところと、毎週水曜日と土曜日とやっているところと、これはかなり不公平さがあると思う。結局、その地域の運営でできる状況というのもあるかと思うが、あまりにも差があるのは少し気になる。

中川直委員 学校で何万人くらいのお子さんが参加されているかというのは 分かるか。それぞれ違うとは思うが、平均的にどれぐらいの総 数の子どもが子ども教室に参加しているのか。

上羅補佐 少し今資料が持ってきていないが、統計は取っている。平成1 9年度から、段階的にモデル校からスタートしており、平成2 4年度までの児童の参加数は資料としては持ち合わせていない が、子どもの総数は2万人くらいだったと思う。

中川直委員 それはだいたい何割くらいなのか。 上羅補佐 学校によって差はあるが、児童総数から登録児童数を考えると、 割合は少ないかと思う。

澤井会長 そういった点では、開始して数年なので、これからよく検証しなくてはならない。中学校区、小学校区をどうするかという問題がある。

今西部長 放課後子ども教室は小学校区であり、そして地域で決める学校 予算は、今は中学校区である。その中学校区を小学校区に移行 という話はまだ出ていないのか。

上羅補佐 事業としては、地域で決める学校予算事業自体は、中学校区単位で、幼稚園から中学校までの接続を考えた上で、地域全体の子どもを育てるという継続的な取り組みということで、中学校区のままで進めていきたいと思う。その中で、様々なイベントなり、中学校区としての防災訓練など、新たな事業も増えてきたため、学校を拠点に防災の訓練を、地域全体を巻き込んでいこうという全体的な動き等が出てきている。この中学校区という単位は、この地域で決める学校予算については、大事な取り組みにしていきたいと考えている。一方で、この予算は学校でも使えるような予算というように考えているので、地域で決める学校予算は、中学校区で色々な活動をしていくという一つの取り組みとは別に、各学校独自の取り組みを今企画もしていただいている。この二本立ての事業という形で組んでいるので、そういったことはこのまま継続していきたいと考えている。

今西部長 小学校区にも下りているということか。

上羅補佐 小学校、幼稚園、それぞれにもこの予算は中学校からいくつか 下りている。

澤井会長 市社協の方で、福祉協力校があるが、それはだいたい終わった のか。

福尾委員 協力校は終了した。助成自体は昨年で終了という形になっている。

澤井会長
それでは社協として、地域にどうアプローチをしていくか。

福尾委員 今考えているのは、学校というよりは、各地区に作っている社協のなかで、非常に活動が活発なところとそうでないところがある。私たちも、入っていっているところとお話しさせていただいていないところの差が大きく、その辺りをどのように色々な地区にお話を持っていくかということを今検討している。何をするかということもその地区によって違うだろうし、その辺りは今社協の中では考えている最中である。

澤井会長 自治会の方も関わっているか。

梅林委員 小学校区に、地区社協と連合自治会の2つある。今言われたよ

うに、社協と連合会の組織が上手くいっているところといっていないところと、様々ある。やはりその地域の事情が、かなり複雑なところもあるようである。私どもの地域はおかげさまでかなり動いているので、社協と連合会でしっかり車輪の両輪で運営しているので問題ないかと思う。やはり活動が重複するので、会長によっては勢力争いのようなところもある。本来は地域全体でやることで、連合会も社協も地域住民にとっては非常に重要な組織なので、ここは連合会、ここは社協だといったことではないが、対立したり、領土争いをしたりしていることも多いようである。

福尾委員 社協としては、自治会も民生委員も一緒になって活動をさせて いただくことが理想ではある。

澤井会長 縦割り行政を安易に反映しているところがあるのではないかと 思う。

梅林委員 最近はなくなったが、私どもの地域でも、民生委員は選ばれた 人だとか、名誉職などと言われていた。自治会長と民生委員が 上手くいかないであるとか、具体的にはあった。最近はあまり なくなったが。地域の中でも様々な人間関係も含めて難しい部 分はある。例えば学校予算や居残り教室も含めて連動した部分 が多くある。あの人がこれを行っているので、俺は行かないと いったことがある。それは地域の我々の責任かなと思っている が。

渡辺委員 教育協議会のシートで困っていることというのは、事務局の負担が大きい、コーディネーターの不足、ボランティアの不足、 教職員の理解度の不足、だいたい4つくらいに困っていることは分けられると思うのだが、その対策はいかがか。

上羅補佐

この事業を通して3年程、教育協議会と学校へのアンケートを行ってきた。そこで今ご指摘いただいたような課題を整理させていただいたところである。具体的には、今言っていただいたように、この事業を通して、学校教職員の理解が一番不十分なのではないかというのがあった。そして、コーディネーター等の事務負担が非常に大きいのではないか、行政と学校、地域社会の連携が不十分である、事業費が弾力的に運用できない、あと、地域社会の連携が十分でない、この事業を通しての地域社会の理解が十分でない、そして学校側の受け入れ態勢が十分ではない、よく整備されていない等の課題が出てきた。コーディネーターについては、奈良市はコーディネーター研修を実施し、この事業を進めていく上でのコーディネーターの役割などを年

間6回の研修を今進めている。事業については、同じように教職員への研修ということでこの事業への理解を図るために、教職員研修を入れて進めている。また、事業については、この事業では協議会の会長及び1名の総合コーディネーターの方がいらっしゃる。その方々に集まっていただき、この事業の趣旨の理解や今年度の方向性ということを、そこで決めさせていただき、今の事業の説明をしている。あわせて先ほどの資料の4ページの下にもあったが、行政として考える委員会という会を持っており、奈良市の地域教育を進めていく上での委員会を設置し、連合会、PTA、各学校講師の代表、地域の方々に集まっていただき、事業のことについての提言をいただき、今取り組みを進めている形で行なっている。併せて、地域で決める学校予算については、多額の予算であるため、外部の有識者5名による評価会議を通して事業計画などの検討を進めている。

渡辺委員 上羅補佐

予算は足りているのか。もっと増やしてほしいなどはないのか。 予算内で活用させていただいている。増やしてほしいという話 は以前はあったが、予算枠が国で決まってきているため、その 中で上手く活用していただいていると思う。

渡辺委員

内訳等はあるのか。

上羅補佐

地域で決める学校予算については22中学校区に配当している。その内訳は基礎の根拠を決めており、例えば、学校園数×50万円として、校区にある幼稚園、小学校、中学校の児童数×一律千円、それを大きな根拠にしてその校区の枠を設けて、その校区の予算を協議会に配当していく。それ以降は、各協議会に応じて分配をしていただくというようなやり方である。ただ、地域のお祭りをするために、中学校区がたくさんいるということであれば、その予算はたくさん取られて、学校への配当は少なくなるかもしれないし、逆に、ある中学校が色々な取り組みをしたいということで多くなることもあるので、それは協議会で決めていただいているというやり方をしている。放課後事業については、年間の中で、活動の日数を挙げていただいているので、それに基づいて活動の日数に応じた予算を配分していくということでやっている。

2 案件

③奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直しについて

〔質疑・意見の要旨〕

堀内課長 「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例の見直し」に

ついて、資料3「平成25年度奈良市市民参画及び協働による まちづくり審議会のスケジュール(案)」をご覧いただきたい。 本条例は、平成21年7月1日に施行され、条例第21条に「施 行後5年を超えない期間ごとに、この条例を見直す」と規定さ れている。そのため、今年度が見直しを行う年度となり、今年 度は合計5回の審議会を開催する予定にさせていただいてい る。条例に改正の必要性がある場合は、平成26年3月の定例 市議会に提案するスケジュールで検討していただきたいと考え ている。そこから逆算して、第2回審議会を6月中旬から下旬、 第3回審議会を7月下旬に開催し、第3回審議会では条例改正 案を確定したいと考えている。その後、9月にパブリックコメ ントを実施し、10月から11月に第4回審議会を開催し、パ ブリックコメントの結果をご報告させていただきたいと考えて いる。12月から1月にかけて、審議会から市長に提言を行っ ていただき、3月の定例市議会に提案、改正という形で考えて いる。なお、条例の見直しの議論の結果、条例の修正の必要が 無いとなった場合は、議会への提出が不要となるので、本審議 会では奈良市のコミュニティ政策やNPO政策などの議論を行 って頂きたいと考えている。なお、6月と7月の審議会の日程 については、本日の審議会の最後に決めさせていただきたいの でよろしくお願いしたい。スケジュールについては以上である。

室委員

少し忙しいスケジュールだという感じがする。審議会の役割は、 勿論条例を改正する必要があるかどうか、改正するとすればど こを改正するかという点もあるが、参画協働を実質化していく ためのことも課題かと思う。その辺りの議論も踏まえていくと すると、少し忙しいかと思う。

中川副会長

このスケジュールで、と言われれば頑張るしかないが、室委員 のおっしゃったことも気にはなることである。庁内的に、まだ 参画協働が定着しているとは、自信が持てない様な雰囲気があ るし、それを議論した上で、条文のどこを強化すればいいのか という議論に入るのが筋かと思う。そしてご説明いただいた小 学校区ベースの地域自治システムを強化していくということを 決断するなら、条文を追加、あるいは強化するという措置も取 らねばならない。つまり、政策論議が前段に来なければならな いのである。そうすると、7月に条例改正案の確定とすると少 し辛いかと思う。

澤井会長 私も同様である。審議会のメンバーも前年度から半数変わって いる。

今西部長

条例を改正するとなるとパブリックコメントが必要で、10月 以降というスケジュールになるかと思う。パブリックコメント が確定し、市長に報告した後の2月開催予定の第5回審議会を 前倒しにして8月か9月にもう1回審議会を開催することがで きないこともない。第5回審議会は来年度に向けての推進計画 の話を行いたかったため2月に予定しているのだが、実質今回 は、条例の中身、政策の中身を議論していただき、推進計画に ついては26年度に入ってからという形にもっていくことは可 能だと思う。推進計画は、会議でなくてもメールで流させてい ただき、また皆様からご意見をいただく方法も可能かと思う。

澤井会長 条例改正案を第2回の審議会ではなく、第3回くらいにすると どうか。そしてその後にパブリックコメントでは。

今西部長 9月は議会が開催されるため、8月に一度審議会を行い、9月 か10月にパブリックコメントを実施する。そうすると、議論 をもう一度できる。

澤井会長 それでいこう。

今西部長 では、5月は本日、6月は中旬から下旬、7月も下旬、8月の下旬から9月までに1回、そしてパブリックコメントを10月頃に実施し、5回目を11月くらいに開催する予定でよろしいか。あと、議論できない場合はメーリングリストなりでご意見をいただくということで、委員の方々がよろしければ、修正させていただく。

澤井会長 よろしくお願いする。

堀内課長続

続いて、資料4「他市の参画・協働条例 一覧」をご覧いただきたい。奈良市、郡山市、大津市、芦屋市、八尾市、西宮市、福井市の7つの市について、参加・協働条例の内容を比較している。施行日が比較的新しく、奈良市と同等の人口の自治体を選んでいる。また、芦屋市、八尾市、西宮市では、条例の見直しが行われており、条例の見直しの状況については後程、資料5「他市の参画・協働条例の見直し状況」で説明させていただく。奈良市の条例と他市を比較して、基本理念や市政への参画及び市との協働については概ね同じような内容となっている。一方、奈良市の条例には無い内容については、資料4で網掛けしている。まず、福井市の条例にある、NPO政策についての内容である。条文については、表の下に抜粋している。次に、青少年及び、子どもの参加の機会と、市民提案について。そして、コミュニティ政策についてである。コミュニティ政策については、人尾市と西宮市の条例に明記されており、表の下に抜

粋している。続いて、資料5「他市の参画・協働条例の見直し 状況」をご覧いただきたい。 芦屋市、八尾市、西宮市の3市に おいて、これまでに参画・協働条例の見直しが行われたため、 見直しの状況についてそれぞれ伺った。まず、芦屋市は、平成 19年に条例が施行され、平成22年度より条例の見直しが行 われた。条例の見直しの結果、現在のところ条例の修正がない が、推進計画の見直しを重点的に行い、推進計画を見直す中で 条例も修正する必要がある場合は条例を修正する、という流れ である。条例を修正するとすれば、コミュニティ政策である「地 域協議会」についての条文を追加するかもしれないようである。 続いて、八尾市は、平成18年に条例が施行され、平成22年 度に見直しが行われた。見直しの結果、コミュニティ政策であ る「校区まちづくり協議会」についてと、推進計画である「わ がまち推進計画」の条文が追加された。見直しの流れは、各条 文ごとに、各課が実施してきたことを庁内に照会し、その報告 と共に、条例を変更すべきかの議論を行った。また、総合計画 に地域コミュニティについて明記されており、事務局から委員 会で地域コミュニティについて議論していただきたいと提示 し、議論が行われた。地域コミュニティ政策について、八尾市 では以前より、地域で話す場としてラウンドテーブルがあった。 また、平成22年より3年計画で、28校区全てのモデル事業 に関する補助金制度が実施されている。この制度と同時に、各 校区で、校区まちづくり協議会準備会が進められ、条例改正以 前から、校区まちづくり協議会の下地作りは行われていた。コ ミュニティ政策の条文への追加については、委員会からの提言 に加え、地元の役員の方々から、自分たちの協議会の活動を条 例で明文化してほしい、という要望もあったようである。以上 のことを踏まえてコミュニティ政策について条例で明文化する こととなった。見直し後から1年間、校区まちづくり協議会の 制度を検討し、条例は平成24年9月議会に提出し、10月か ら改正となった。改正から現在までの半年間で、28校区中、 26校区で協議会が設立されている。続いて、西宮市では、平 成21年に条例が施行され、平成23年度に見直しが行われた。 見直しの流れは、条例を見直す必要があるか各課に照会し、広 報課が実施の市民意識調査で、市民に条例についての意見を聞 いた。また、他都市の条例の見直し状況を調査したようだが、 これまで条例の見直しを行った自治体が無かったようである。 これらをもとに委員会で議論を行い、条例自体を見直す必要は ない、との判断により、条例の改正は行わなかった。なお、西宮市では地域コミュニティ政策について、資料5の「西宮市参画と協働の推進に関する条例」の第16条のとおり、既に明記されている。

室委員 次回の審議会からは、条例を一条ずつこれで良いか検討してい くのか。

中川副会長 手順について、資料4の参画・協働条例の一覧の中の、網掛け をしている部分がポイントになると思う。この項目が奈良市に は無いが、改めて入れるべきかどうかを検討する必要がある。 網掛けを見ると、1つ目が「市民協働の推進及び非営利公益市 民活動の促進のための施策」で、今まで奈良市では明確に書か れていなかったため、ここまで踏み込むべきかどうか。2つ目 は、「非営利公益市民活動促進基金」について設立するかどうか で、これは行政側のイニシアティブによるため、行政側に覚悟 を決めてもらう。3つ目に青少年を入れるかどうかは、大きな 課題ではなく、意気込みの問題である。大きな問題は、地域コ ミュニティだと思う。大中小合わせると、①市民協働の推進及 び非営利公益市民活動の促進のための施策をより具体的に条文 を書くか、②非営利公益市民活動促進基金については行政側で 見解を出して頂く、③市民提案制度を入れるか、④地域コミュ ニティ政策について、どこまで踏み込むか。この4つが大筋だ と思う。この辺りを中心に議論してはどうか。これ以外の条文

澤井会長 もう一度お願いします。

渡邊委員

中川副会長 ①「市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進のための施策」について、福井市がより詳しく書いているが、ここまで詳しく書く必要があるかどうか、②「非営利公益市民活動促進基金」の設置については行政側の見解をもとに判断する、③「市民政策提案制度」を西宮市のように入れるかどうか、④「地域コミュニティ政策」について条文を新たに入れるかどうか、だと思う。あくまで私の案である。

に、さほど欠陥があるとは思えない。室委員、いかがか。

澤井会長 一番大きいのは、地域コミュニティ政策をどこまで書くかだと 思う。

基金などを条例に明記しているが、なぜ実施されていないか疑問である。条例でなくても規則でも良いが、条例を動かすもので何かやらないと、明記しているだけで4年間何もできていない。そのため、条例として問題ではないか。動かすための推進力が無いと、このままではいつまで経っても、やりましょうや

りましょうで、何も動かない。お金が有りきではないが、お金がどうやったら動くか。条例を作って、どうやったら良いか議論していきたい。

澤井会長

それは推進計画になり、議論する中で振り分けるしかない。条例は条例で、今この審議会は条例の改正の議論なので、推進計画の見直しは分けて整理していくことが肝心である。条例改正となると、中川副会長がおっしゃった4点についての議論になる。

今西部長

地域コミュニティ政策について、考え方は2つある。気運が高まっていない状況もある中で、条例を先に作ってしまい地域と共有する方法と、地域の気運が上がってきてから条例に追加するという方法であり、いずれが良いのか悩ましい。地域によって温度差があり、一般的なまちづくり協議会の概念と、奈良市の自治連合会がイメージしているまちづくり協議会の概念が異なり、そこをどう表現していくかも議論かと思う。

中川副会長

その議論は大概の自治体が共通体験している。どちらからいく かという議論である。自治基本条例や自治体基本条例をつくる という作業から入った自治体は、いきなり地域コミュニティ協 議会の細部設計ができなければ条例ができないなんていうこと では困るため、一条文だけ、仮称で良いが、「総合型住民自治協 議会を作ることができる」とし、その認定要件等を別に規則で 定めるというケースがある。また、実態から積み上げていくと いう場合は、別途、住民自治協議会設置に関する条例のような ものを作っている自治体もある。名張市は、後者であり、自治 基本条例を作ったときは条文が無く、住民自治協議会が立ち上 がってきて、地域づくり委員会が全地区で完成した段階で、自 治基本条例を改正し、一条文追加した。細部にわたる議論をし ないと、その条例は作れない、というのは無駄な議論だと思う。 また、その条例を話す中で、細部に入り込むのも無駄だと思う。 それは、別の場で行うべきであり、この審議会は参画協働を扱 う場所であって、渡邊委員がおっしゃたように、団体自治の側 の協働の実態化に対してチェックや関与していくべきであり、 使命であると思う。

地域活動推進課長のご見解を伺いたいところではあるが、先に 条例を決めて、条例を武器として攻めたほうが攻めやすいのか、 そうではなく、実態を作るのを待っていくかのどちらで考えて いるのか、本音を言ってもらえたら進めやすい。

澤野井課長 奈良市自治連合会では毎月協議してもらっている。今の2つの

方法のうち、中間でいきたい。一方的に行政から被すのは地域力につながらない。また、市に負担がかかり、自主的にも動いてもらえない。気運が高まったところで市がけん引していくほうが良い。今、自治連合会の研究会で話もされているが、奈良市の48地区自治連合会は地域差があり、活動の活発な地域とそうでない地域もあり、活動が活発なところでもやり方や関わり方が異なるし、あまり細かいとこまで決められない。かといって、一斉に開始することはできない。

中川副会長

一斉には反対である。ファシズムであり、住民自治への行政の介入だと思う。平成24年度中に協議会が立ち上がらなかったら補助金を半額に削ります、というのは脅迫であり、住民自治への侵犯である。住民の自主性、主体性で実施すれば良く、このレベルに達したときに行政は認定し、公共性が高い団体と認めて、交付金助成金を出す資格を与えますよと言うのは構わないと思う。そこに、地域でばらつきがあって当たり前である。

澤野井課長

平成18年度から自主防災・防犯組織活動交付金が市主導の下、立ち上げていただいた。市からの仕掛けで、2、3団体ができると一気に組織結成が広がった。自治連合会には情報交換の場があるため、その後一気に進み、今では100%で、48地区全てで自主防犯防災の組織ができた。

中川副会長

その条文をいかに記述するか、今回は見送るかについては、地域活動推進課長と梅林委員で腹を決めて頂ける時期が来るのではないか。今回はやめとこうという話でも良いし、やっぱり入れようという話でも良い。

梅林委員

行政から網をかぶせてしまうと、逆に頼りにしてしまって、基本的に自分たちがやらないといけないことを棚に上げて、全部行政の責任にしてしまう。これも困った話である。といって、地域で自主的にと言うと、なかなか進まない地域が増えてくる。両方うまく融合させていけば良い。

中川副会長

条文の書き方について、参考として今現在同時並行で行われている草津市におけるコミュニティ程度の書き方であれば、手足を縛らないと思う。

今西部長

条例は軽く明記し、推進計画で具体的に、モデル地区をどうこうするとか、こういうまちづくり協議会にはこういうパターンがあるというのを示すのも方法だと思う。

中川副会長

明確なビジョンを共有したいと思う。今回の条例改正は、地縁型の頑張っている市民の志を、本条例で取り入れているということを表明できる良い機会である。また、地域地縁型組織とN

POの2つを結び合わせる構想まで奈良市が持っているという ことを出す機会でもある。その意味で、地縁系の団体が結集し て総合型自治協議会のようなものを作ることは良いことである ということを宣言しても良い。そうなるのであれば、条文に入 れないわけにはいけない。その条文があまりにも細かくて認定 要件まで定めているようであれば、いきなり議論が大きくなる。 そのため、少し抽象度を上げ、別にこれを定めるのも一つの方 法だと思う。ただ、片方で、地域活動推進課は自治連合会と議 論しておいてもらって、様子をつかんでおいてもらわないと、 我々も感覚的に分からない。そのお役をお願いできたら良い。 我々がこの場所で現場を知らないのに、「べき論」で話すわけに はいかない。むしろ、渡邊委員がおっしゃっているように行政 の内部にもっと協働の仕組みを浸透させる方が今は問題かと思 っている。ただ、今までヒアリングも行ったし、計画書に基づ く報告書も出ているため、渡邊委員がおっしゃっているように 何もやっていないわけではなく、やっている。何か壁があるこ とは事実で、その壁が何かという事を考えるべきである。

澤井会長

中川副会長の意見で、住民自治協議会的な総合的な地域政府の ようなものを作るという話があり、自治基本条例のタイプが多 いが、それはかなり難しいと思う。中川副会長の話の途中であ った、奈良市でこれまで経験してきたコミュニティ政策を、ど う活かせば良いか考える必要がある。そうすると、いまご報告 いただいた地域教育協議会の経験があるわけで、欠点もあるわ けだが、皆さん動いており、人間関係ができており、基盤にし た具体的なコミュニティのあり方を定義したら分かりやすい。 教育コミュニティでも学校コミュニティでも良いが、学校コミ ュニティと言うと、コミュニティスクールとの関連があるため、 コミュニティスクール的かなと思うとそれとは少し違う。それ を含めて、奈良市が行ってきている教育に関するコミュニティ 政策を、具体的なコミュニティ政策として中に取り込んだり、 柱にしても良いと思う。また、奈良市社会福祉協議会のほうで は地区社協ができているため、福祉コミュニティは結集力があ ると思う。具体的な課題もあり、例えば一番問われているのは 認知症の方の徘徊をどう地域で支えていくかという意味での地 域コミュニティと、具体性をもっていくと良い。地区社協の中 でも行っている地域もあると思っており、具体的なコミュニテ ィ政策の経験をどう活かしていって、普遍的なコミュニティ政 府を作っていくという議論もあっても良いと思う。そのあたり

を、前段として、奈良市のコミュニティのあり方を把握することが必要ではないかと思う。そこを共有した方が良いと思う。 あくまで地域から作っていく方が奈良市に合うと思う。

今西部長

その辺は、地域とは地域でまた議論もしながら連携を取りながら、というような方向で進めていきたい。

梅林委員

自治連合会で1年半前にまちづくり協議会について取り組んできたが、市民参画協働によるまちづくりが、個々の会長が理解できていない。まちづくりだけがクローズアップされ、まちづくりというと幅が広く、インフラ整備で道路を良くしてほしい、高齢者が増えているため福祉のまちづくりで福祉に力を入れてほしいという事になり、範囲が広すぎてまとまらなくなった。右往左往したが、基本的には、地縁組織とNPOが協働していかにまちづくりをしていくかと言うが、なかなかそこまで理解されない現実がある。1年半行い、次の総会でもまちづくりに関する基本的な考え方はまとまっておらず、非常に難しい。

また、当初より意見として出てきたのが、地縁組織がNPOを受け入れられないというのが未だに根強いものがあり、なかなか進まない。地域で若い男性がサッカーでNPO団体を設立し、地域と一緒に共存していきたいという話があった。私もこの話があって頑張ろうと思い共存してやっていこうと言った。

地縁組織や社協や連合会は、例えば高齢者にひだまり広場をつ くりましょうと言うと連合会や民生委員が協力して作ろうと言 って作った。県の話だが、スポーツによるまちづくりを作ろう として、色んなスポーツ団体を集めて協議会を作ってくれない かと言う話しがあった時に、そのNPOに声をかけた。我々に とっては地域住民にとって必要な組織なので、協力して作りま しょうとすぐに決まる話だが、サッカーを教えているNPOの 若い男性スタッフに言うと、「私たちはこれ以外の事をやったら あかんと決められている。なので、それに対する助成金は出る が、それ以外は助成金が出ないからダメなんです」という答え が返ってきた。これはどういうことか、という話であり、片一 方ではNPOと地縁組織と協働やと言いながら、NPOはNP Oで自分たちで枠を作っている。地域の感覚から言うと、地域 の人たちがお年寄りのために、ひだまり広場を作ろうというこ とについてはみんなで協力して簡単にできる。NPOが地域の 中でみんなで一緒に協働でやろうと言いながら、これをお願い しますと言うと、地域の子供たち集めてサッカーを教えていく ことになっているため、それ以外のことをすると助成金が出な いからダメなんだと言う答えが返ってきた。その時に、地域の 中で、NPOはどうなんだ、枠まで決めてしまうという話にな った。地縁組織とNPOと協働と言うが、実際は何もできない。 まちづくり協議会を作る時にも、NPOは正義の味方で、地縁 組織は全くダメで古い体質だという風な思いがあるため、地縁 組織が反感をもってしまい、これもなかなか進まない要因の一 つだと思う。ただ、それを放っておくわけにもいかないし、N POも認められた団体であるため、いずれは恊働してやってい こうと思うが、制度を含めて双方に何か相容れないものがある と思った。これを条例の中に、どうしていったら良いかなと思 う。また、暴力団の資金源としてNPOを作ると言った噂もあ り、これではNPOは何なのかという話が出る。その辺が、N POの認証も含めて考えていかないといけないし、地縁組織も もっと幅広く物を考えていかなければいけないと思う。その辺 で非常に結び付きにくい。そのため、地縁組織の人から言うと、 我々は純粋なボランティア団体であり、ボランティア団体とN POを何故横並びで書くのか、という人もいた。地域学校予算 の中でも出る話として、民生委員や社協団体の中で、1時間当 たり800円の謝礼がもらえることもあり、受け取ってもらわ ないと困るという話もある。学校予算の中に謝金と言う言葉が 乱立してくる。すると、総予算の90%は謝金に使いなさい、 それ以外は使ったらいけないと言う話になっているが、我々何 の謝金ももらわずに活動している者からとれば、そんなお金は 要らないし、子どもの学童費に使ってくださいと言っても、そ れは取ってもらわないと他に流用できないので困るということ になる。そのあたりが、NPOとの協働の中で謝金と言う話し が出てくる。これはこの2~3年の話で、今まで謝金という言 葉がなかった。すると、若い保護者の中には、これを行ったら 1時間800円もらえるよ、ほんなら私やろうか、いやあれは 何ももらえないから、という話になる。元々NPOはイギリス あたりで雇用対策で始まったという話だが、それならまるっき り我々ボランティア活動と一緒で、雇用対策ならそれで良いが、 その辺も含めて何かうまくいかない原因があるのかなと思う。 謝金と言う言葉に、地縁組織が疑問を持っている。NPOはそ れが当たり前だが、地域も何か謝金をもらえないとボランティ アしないとなってしまうと、謝金をもらうということは我々が 考えているボランティアではない。話の中では、自治会も連合 会もNPOにしようという話もあるが、それは法的にできない。

徐々にそういう風になってくるのかなと思う。すると、地縁組織とNPOが協働して動いていこうというが、そこにはお金という具体的な話が出てくる。どう解決したら良いか悩んでいる。

澤野井課長

協働の観点から言うと、地域の中には連合会だけでなく福祉協議会、PTA、子ども育成会、地域安全推進協議会、地婦連などの地縁型の連携は概ねできているように感じている。

梅林委員

それはできている。

澤野井課長

NPOとなるとルーツが違うため、そことの協働が難しいということで、連合会で抵抗があったように思う。

梅林委員

具体的に協働していこうと声をかけたことがあるが、そこで拒否されたため、我々が考えているNPOとは違ったという戸惑いが出てきている。スポーツクラブを立ち上げた若い子は、給料は安いがNPOを立ち上げてそれで地域の子どもにサッカーを教えようということで、連合会とも協力するし、お願いしますという事で、具体的にスポーツクラブとやっていこうという事になった時に、自分たちの目的以外には動けませんという答えが返ってきたときはかなりショックだった。そんなものではないと思っていたため、NPOで自分達で例えばサッカーを教えるということが目的で地域の子どもを集めてNPO組織を立ち上げて、それだったらラジオ体操でも手伝ってくれるなと気楽な気持ちを持っていたので、それは違うと思った。

澤井会長

そのNPOが少し違う。もっと幅広いはずである。

梅林委員

私たちは協力できません、やったらいけないと言われた。そのため、何も協力してもらえなくてショックだった。記載しているように、地縁組織やNPOと協働していくが、NPOにもだいぶん問題があると思った。

中川副会長

NPOもピンからキリまであり、千差万別である、地域に関わっていけるタイプの強いNPOと、市場の穴を埋めていくようなビジネスに強いNPOもあれば、役所の仕事の及ばない専門性の根が深い外国人の翻訳、通訳など高度な専門的なNPOもあれば、様々である。NPOというものを正義の味方と考えすぎてはいけない。未熟なNPOもあれば、株式会社になった方が良いというNPOもあるため、NPO設立の際の定款の中身がどうなのかであり、これ以外したらいけないということは無い。

澤井会長

必要に応じて定款を変更すれば良い。

梅林委員

一度、審議会の場にNPOに代表の人に来てもらったら良い。

中川副会長

室委員が携わってらっしゃる。

梅林委員 本当にどうなのかということで、意見交換した方が良いと思う。 中川副会長 相互にだいぶん誤解があるように思う。

宇陀にある、うだ夢創の里というNPOは奈良県の新しい公共の助成金を取られて頑張っているが、村の人と一緒になって活動している。そういうNPOもある。そう見ていたら、NPOと地域コミュニティが水と油と言う話しは嘘のように思う。宇陀の食育のNPOで、地場産品を使って廃校跡地でレストランも行っている。

室委員 NPOもピンからキリまであって、NPOという言葉自体も組織概念であって、非営利の団体と言うことにすぎない。そのNPOが何をするかが大事な点であって、NPOだから素晴らしいとかではないし、NPOだからと責めることでもない。ただ、おっしゃった事例がどういう意味なのかと思う。

中川副会長できません、というのは違う。

室委員 NPOでも地域と密着しているNPOもあれば、特定の地域がないNPOもあり、一つの事例で誤解されていると思う。大いに協働をすすめていただけたらと思う。

澤井会長 奈良の「止まり木」というNPOは、町内会の中心で、町内会 と連携してデイサービスを行っている。

梅林委員 NPOの認証について、災害支援で5億円のお金を巡ってテレビでも放送されていたが、こういうことが出ること自体がNPOを食い物にしている人が中にいるということである。我々が就職するときに卒業した学校から住所から全部出すのと同様に、認証についても、もう少し関わっている前進も含めて認証しないとかなり問題があると思う。書類さえ揃えれば何でも良い、というあたりから、そういう問題が出てくると思う。

室委員 認証を厳しくするという事を求めるのはおかしいと思う。様々な市民が寄って仲間と一緒に活動するという事が大事であって、権力的に1つの団体を徹底的に調べて、これをしてはいけないなど、裁くようなものを求めるのは少し問題である。

梅林委員 ただ、事実としてそのようなことがある。大阪でも貧困層をターゲットにしたNPOを立ち上げて、金が暴力団の資金となったという話もある。良い悪いは別にして、もう少し対策を講じないとNPO自身が誤解されるし、NPOやから気を付けろと言う話しになる。決して良いことではないので、そのあたりを考えていかないとと思う。

今西部長 NPOの認証については県でされているが、誰でも何でも良い というわけではなく、ちゃんと調査もされているし、今回たま たま「キリ」のNPOがおられるということで、それが全てで はないという事をご理解いただければと思う。

梅林委員 今西部長 それは理解している。ただ、協働していくのに、難しいと思う。 現場としてはそういう思いがあると思う。

室委員

サードセクターの市民が力をつけて行政と対等に協働しながら良い奈良市を作りたいとの思いで関わっているが、行政がどこまで受け止めたのか、どこかで何か報告がほしい。例えば、地域教育課から報告をいただいたが、市民参画協働条例を受けて、地域あるいは皆さんと協働しているというのかが分からない。地域教育課だけではないが、どの課がどうこの条例を受け止めているか、モデル的に一つの課に聞くことはできないのか。包含して、協働推進課は条例を大事にして実践につとめたということを4年間の総括として思っているのか、嫌々やっているのか、その辺が分からない。

今西部長

私も平成16年から参画と協働について関わらせて頂いている ため、条例の中に職員の協働に対する意識の向上というものを うたっているし、協働の研修も行っている。条例の中に「学校 と協働」と書いているため、そのあたりは、職員の頭の中のど こかにはあると思う。今後も職員が常に条例を意識する様、努 めていきたいと思う。

中川副会長

調査カードを全部局に配って、データをアップした。これもインパクトがあったと思う。

今西部長

そうである。推進計画の事業シートも、バージョンアップもしているし、意識的にも職員が自発的に書いてくれている。部署によっても温度差があるが、最近はきちんと書いていただけており、効果はあると思う。総合的に見ても、ABCという評価が多いため、ある程度、協働について意識はしていただいていると思う。ただ、受ける側のNPOであったり地域であったりの認識がまだ少ない部分があるのではないかと個人的に思う。去年初めて市民の人が一緒に受講できる協働の研修を行ったが、今年も拡大し、たくさんの方々に参加していただける様にしたいと思う。そこが重要かと思う。

室委員 ありがとうございます。

渡邊委員

先程の地域教育課の資料の中で、地域の中で色々困ったことがあって、子ども教室の良い面もあり悪い面もあり、できたら意見を出していってもらい、字を細かくしたりしている事業もあるため、こっちもしっかりご意見を書いてもらえるようにしていただけるとありがたい。

	第2回は、平成25年6月25日(火)10時から		
今後の予定	第3回は、平成25年7月30日(火)10時から		
	第4回目以降は、次回の会議で決める。		
	【資料1】奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会		
	委員名簿 (案)		
	【資料2】奈良市地域教育推進事業の紹介資料		
	【資料3】平成25年度奈良市市民参画及び協働による		
	まちづくり審議会 スケジュール (案)		
	【資料4】他市の参画・協働条例 一覧		
	【資料 5】他市の参画・協働条例の見直し状況		
	【参考1】奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例		
	(パンフレット・解説書)		
資 料	【参考2】奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 (抜粋)		
	【参考3】茨城県協働推進マニュアル 〜協働ハンドブック〜		
	【他市の参考条例】		
	・郡山市協働のまちづくり推進条例		
	・大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例		
	・芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例		
	・八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例		
	・西宮市参画と協働の推進に関する条例		
	・福井市市民協働の推進及び非営利公益市民活動の		
	促進に関する条例		